

# 公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

二級河川堀株川水系中の川の河川敷地に設置されている橋梁は河川法第24条及び第26条の規定に違反しています。あわせて河川管理上支障となるため、河川法第75条の規定に基づき下記期限までに除却するよう命じます。

指定の期日までに除却されない場合は、河川法第75条第3項に基づき河川管理者またはその命じた者若しくは委任した者(以下「河川管理者等」という)が除却することとし、その際、橋梁は運搬に支障が生じるため切断します。

なお、河川管理者等において除却に要した費用は原因者に負担していただくこととなります。

## 記

- ・河川名 二級河川堀株川水系中の川
- ・場 所 岩内郡共和町前田3-7地先
- ・対象物件 橋梁 1基
- ・違反内容 河川区域内の河川敷地において河川管理者の許可を得ずして橋梁を設置した。  
河川法第24条違反、河川法第26条違反に該当する。
- ・履行期限 令和5年4月30日

令和5年3月31日

河川管理者 北海道知事 鈴木直道

## 連絡先

後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課

住所 小樽市奥沢1丁目21番1号 電話0134-25-2443

後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所

住所 岩内郡共和町老古美83番地 電話0135-62-1818

# お 願 い ！

公告した橋梁は二級河川堀株川水系中の川と  
国道276号線の交差付近に設置されています。  
設置者は令和5年4月30日までに当該橋梁を除  
却願います。

